

別表1 創業相談窓口【新規】

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・ 喬木村内では毎年2名前後の創業者を生み出しており、平成29年度以降も年間目標を創業支援対象者実数3名、創業者実数2名を達成するように努める。（商工会と情報共有を行うことで本事業の成果が把握できるため、別表2と同一目標とする）・ 喬木村商工会には2名の経営支援員（旧経営指導員と旧補助員）が常駐し、経営計画の策定支援を行っているが、平成26年度より近隣4商工会と広域経営支援センター北部グループを組んで、15名の経営支援員（旧経営指導員＝主任経営支援員7名と旧補助員＝経営支援員8名）が相互に連携して、より高度な経営課題の解決支援にあっている。・ 創業支援も同様に、主に7名の主任経営支援員（旧経営指導員）が広域で取り組んでおり、経営・税務・金融・労働などの基礎的な支援の他に、経営計画策定やITを活用した販路開拓支援、更に地域資源を活用した新商品開発（他社との差別化）支援など多岐にわたって継続的な支援を行っている。・ 今後も創業支援にあたっては、喬木村商工会内に創業のための「ワンストップ相談窓口」を設置して、喬木村商工会を主体として取り組むものの、同時に広域連携の良さ（例えば、7名の主任経営支援員がそれぞれの得意分野を活かして、商工会の垣根を越えて支援を行う等）も活かして取り組んでいく。・ 創業者については、開業後5年間は経営基盤を強固なものにして頂くための「アフターフォロー期間」として、喬木村商工会の経営支援員2名（旧経営指導員と旧補助員）が定期的に経営支援を実施して、創業後の定着を図るとともに、経営規模拡大に努め、新規雇用を生み出すことができる事業所に育て上げることも目標とする。
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p>〈創業相談窓口設置〉【新規】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 喬木村役場産業観光課商工観光係に創業相談窓口を設置。・ 喬木村商工会のワンストップ相談窓口を紹介。・ 村及び商工会は必要に応じ、連携支援機関である（公財）長野県中小企業振興センターの相談窓口（ながの創業サポートオフィス）や金融機関、信用保証協会の相談窓口を紹介する。・ 創業支援サイトを役場のホームページに設置し、利用可能な施設一覧、支援機関一覧を掲載する。・ 創業に必要な要素別の各創業支援機関の役割は以下のとおりとする。 <p>〈創業に必要な要素と各連携機関が担う役割〉</p> <p>1. まずは相談。どのような目的で事業を行うか。《村・商工会》 村、商工会への相談業務の中で創業希望者の要望を聞き、商工会、地元金融機関等と連携しながら市場ニーズを把握し情報提供を行う。</p>

2. 売れるものは何か。商品、サービス、技術。《商工会・必要に応じ専門家を紹介》

商工会が専門的知見に基づき、強み、弱みを分析しアドバイスを行うほか、必要な場合は各連携支援機関に配置された専門家を紹介し、連携して支援を行う。

3. ビジネスモデルの構築の仕方《商工会・必要に応じ専門家を紹介》

商工会が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを行うほか、必要な場合は各連携支援機関に配置された専門家を紹介し、連携して支援を行う。

4. 売れる商品サービスの作り方《商工会・必要に応じ専門家を紹介》

商工会は地元消費者目線に立ち売れる商品サービスとなるようアドバイスを行うほか、必要な場合は各連携支援機関に配属された専門家を紹介し、連携して支援をおこなう。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について《商工会・必要に応じ専門家を紹介》

商工会は専門的知見に基づき、地域の実情にあった適正な価格設定、また効果的な販売方法となっているかアドバイスを行うほか、必要な場合は各連携支援機関に配属された専門家を紹介し、連携して支援をおこなう。

6. どこで商売するか。地主との交渉。《村・商工会》

空き店舗、村内の空き家、その他の選定を行うため、村、商工会は、独自に取りまとめたデータバンクの中から紹介、または地主との交渉を必要であれば相談者と一緒に実施。

7. 資金調達《各金融機関・村・商工会》

飯田信用金庫、長野県信用保証協会、日本政策金融公庫が資金調達についてのアドバイスや金融支援を行うとともに、村は制度資金、利子補給、信用保証料補助を行いバックアップする。また商工会は借入や補助金の書類作成について支援を行う。

8. 事業計画書の作成《商工会》

商工会の経営支援員が経営計画の策定支援を行う。近隣4町村商工会が組織する広域経営支援センター北部グループ（15名の経営支援員）により事業計画のブラッシュアップを行う。

9. 許認可・手続き《商工会・必要に応じて専門家を紹介》

商工会が創業手続き、許認可についてのアドバイスを行う。より詳細な知識を必要とする場合には専門家を紹介し、税務、労務管理、企業手続等に関してアドバイスを行ってもらおう。

10. 開業当初および、事業が軌道に乗るためには《商工会》

開業後5年間は経営基盤を強固なものにして頂くための「アフターフォロー期間」として、喬木村商工会の経営支援員2名が定期的に経営支援を実施して、創業後の定着を図るとともに、経営規模拡大に努め、新規雇用を生み出すことができる事業所に育て上げる

《関連する喬木村の施策》

〈工場等誘致事業〉【継続】

- ・村は工場等を新設又は増設する者に対し、敷地、工業用水、電力、労務、金融等の斡旋を行うほか、当該新增設に必要な道路その他関連施設の整備に努めるものとする。
- ・村は工場等を新設又は増設する者であって指定を受けた者に対し、新設又は増設により

取得した工業等生産設備及び土地に係る固定資産税を新たに課税されることとなった年度より3年間免除する。

〈創業支援機関等との連携〉

・各連携支援機関が支援を行った創業支援対象者の情報に関しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、情報集約、情報の一元化を図り支援する機関で情報を共有する。

〈特定創業支援事業について〉

・商工会に創業に関するワンストップ窓口を設け支援をしていく中で特に理念が明確になった者には「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」並びに「経営法務」の5分野についての基礎的な知識習得を目的に、1ヶ月以上4回以上に亘る計画的かつ継続的なマンツーマン（講師は主任経営支援員もしくは専門家）での創業個別セミナーを実施しながら、自身の開業前後の経営計画と照らし合わせてブラッシュアップを支援する。各項目の理解度をオリジナルの効果測定の結果によって主任経営支援員が確認して、「特定創業支援事業」を受けた者と認定し村が証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

- ・創業者が設定した目標に対する事業の進捗状況は商工会が定期的な経営支援を実施する際に確認し、支援する機関へ定期的に報告をおこなう。
- ・特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の状況など電話やメールにより確認を行う。
- ・開業後5年間は経営基盤を強固なものにして頂くための「アフターフォロー期間」として、喬木村商工会が定期的に経営支援を実施して、創業後の定着を図るとともに、経営規模拡大に努め、新規雇用を生み出すことができる事業所に育て上げることも目標とする。成功事例については喬木村の広報誌やホームページへの掲載など広くPRを行う。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携支援機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援事業の実施方法

- ・喬木村産業振興課商工観光係に担当者1名を配置し、連携支援機関と連携した相談窓口を設置するとともに、商工会に創業に関するワンストップ相談窓口を設置する。
- ・村の広報誌「情報誌たかぎ」に創業に際して利用可能な施策一覧、連携支援機関一覧を掲載し、創業支援事業について幅広くPRする。
- ・創業支援のサイトを村の公式ホームページ、商工会のホームページへ掲載しネット上で創業支施策を紹介するとともに、電子メールでも相談対応できるようにする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、村が一元管理を行い、連携支援機関同士の情報共有を図る。
- ・連携支援機関との連携を密にするため、必要に応じ、連携支援機関担当者の連絡会議を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援事業の目標」には、創業支援事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援事業の内容」には、創業支援事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援事業の実施方法」には、創業支援事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

別表 2 (ワンストップ相談窓口・創業個別セミナー) 【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	喬木村商工会
(2) 住所	長野県下伊那郡喬木村6682-4
(3) 代表者の氏名	会長 藤本芳男
(4) 連絡先	TEL:0265 - 33 - 2125 FAX:0265 - 33 - 3719 担当者：宮下隆幸
創業支援事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 喬木村内では毎年2名前後の創業者を生み出しており、平成29年度以降も年間目標を創業支援対象者実数3名、創業者実数2名を達成するように努める。(村と情報共有を行うことで本事業の成果が把握できるため、別表1と同一目標とする) ・ 喬木村商工会には2名の経営支援員(旧経営指導員と旧補助員)が常駐し、経営計画の策定支援を行っているが、平成26年度より近隣4商工会と広域経営支援センター北部グループを組んで、15名の経営支援員(旧経営指導員=主任経営支援員7名と旧補助員=経営支援員8名)が相互に連携して、より高度な経営課題の解決支援にあたっている。 ・ 創業支援も同様に、主に7名の主任経営支援員(旧経営指導員)が広域で取り組んでおり、経営・税務・金融・労働などの基礎的な支援の他に、経営計画策定やITを活用した販路開拓支援、更に地域資源を活用した新商品開発(他社との差別化)支援など多岐にわたって継続的な支援を行っている。 ・ 今後も創業支援にあたっては、喬木村商工会内に創業のための「ワンストップ相談窓口」を設置して、喬木村商工会を主体として取り組むものの、同時に広域連携の良さ(例えば、7名の主任経営支援員がそれぞれの得意分野を活かして、商工会の垣根を越えて支援を行う等)も活かして取り組んでいく。 ・ 創業者については、開業後5年間は経営基盤を強固なものにして頂くための「アフターフォロー期間」として、喬木村商工会の経営支援員2名(旧経営指導員と旧補助員)が定期的に経営支援を実施して、創業後の定着を図るとともに、経営規模拡大に努め、新規雇用を生み出すことができる事業所に育て上げることも目標とする。 	
創業支援事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援事業の内容<個別創業相談>【拡充・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度より喬木村商工会内に創業のための「ワンストップ相談窓口」を設置して、個別創業相談を創業予定者の希望に合わせて実施する。創業予定者の拾い出しと、開業に向けた計画策定支援、悩み相談を随時受け付ける。 ・ 特に理念が明確になった創業予定者には「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」並びに「経営法務」の基礎的な知識習得を目的に、1ヶ月以上4回以上に亘る計画的かつ継続的なマンツーマン(講師は主任経営支援員もしくは専門家)での創業個別セミナーを実施しながら、自身の開業前後の経営計画と照らし合わせてブラッシュアップを支援する。 ・ 創業個別セミナーにおける「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」並びに「経営法務」の基礎的な知識の理解度を、オリジナルの効果測定の結果により主任経営支援員が確認して、特定創業支援事業の受講認定者として喬木村担当者(役場産業振興課)へ報告す 	

る。

- ・開業の意思が固まった受講認定者に対して、喬木村商工会の2名の経営支援員および必要に応じて広域経営支援センター北部グループ所属の7名の主任経営支援員による事業計画のブラッシュアップと、資金計画に基づく金融支援を開業までの期間随時行う。
- ・開業後は、まず5年間は経営基盤を強固なものにするための「アフターフォロー期間」と位置付けて、喬木村商工会の2名の経営支援員が定期的に経営支援を実施し、事業計画どおりに進んでいない点についての原因と対応策について、場合によっては事業計画の見直しをも含めて、経営支援員が伴走型のきめ細かい支援を行なう。
- ・この創業後の5年間の「アフターフォロー期間」における喬木村商工会の2名の経営支援員による支援の結果、創業後の定着を図ることができ、経営規模の拡大と新規雇用の創出効果が期待できる。

<特定創業支援事業について>

- ・前述の通り、創業予定者のうち特に理念が明確になった者には「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」並びに「経営法務」の5分野についての基礎的な知識習得を目的に、1ヶ月以上4回以上に亘る計画的かつ継続的なマンツーマン（講師は主任経営支援員もしくは専門家）での創業個別セミナーを実施しながら、自身の開業前後の経営計画と照らし合わせてブラッシュアップを支援する。各項目の理解度をオリジナルの効果測定の結果によって主任経営支援員が確認して、「特定創業支援事業」を受けた者と認定する。

分野	内容	講師
経営	企業運営に必要な税務・経理知識について 先輩起業家の体験談	㊦主任経営指導員 ㊧地元の起業家等
財務	新規開業のための資金計画の策定 創業者向け融資制度について	㊦主任経営指導員
人材育成	適切な労務管理と関係法令について 研修会情報と雇用保険助成金活用について	㊦主任経営指導員
販路開拓	マーケティング戦略について 販売におけるITの活用手法について	㊦専門家 ㊧主任経営指導員
経営法務	事業および事業者に係る法令、 陥りやすいトラブルの予防・対応について	㊦専門家 ㊧主任経営指導員

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・喬木村商工会内に創業のための「ワンストップ相談窓口」を設置して、個別創業相談を創業予定者の希望に合わせて実施する。会場は喬木村商工会館を主会場とするが、必要に応じて喬木村の公共施設の提供を受ける。なお喬木村（役場産業振興課）はHPや広報誌等で創業のための「ワンストップ相談窓口」のPRを積極的に行う。
- ・創業個別セミナーは創業予定者の都合に合わせてマンツーマンを基本として、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」並びに「経営法務」の5分野について、1ヶ月以上4回以上に亘り、計画的かつ継続的な全5コマで実施する。講師は主任経営支援員のほか、自らが創業の経験を持つ者や専門家等を選定することによって、創業希望者の目線に立った支援を心掛ける。

マンツーマン形態とした方が、各人のペースで理解度が深まるためである。

- 主任経営支援員が各項目の基礎的または重点事項についての理解度をオリジナルの効果測定の結果によって確認し、「特定創業支援事業」の受講済を認定する。
- 「特定創業支援事業」の受講認定を受けた者については、喬木村融資制度の創業者用メニューと利子補給制度等を積極的に紹介し、活用してもらう。
- 創業後5年間の「アフターフォロー期間」の支援は、主任経営支援員が伴走型のきめ細かい支援を行うほか、各分野の専門家、または広域経営支援センター北部グループ所属の主任経営支援員による支援も必要に応じて実施する。具体的には、創業後1年以内の間は毎月1回主任経営支援員が巡回により、事業計画と実際の事業経営とのかい離の有無をチェックし、経営課題が見つかった場合は、専門家を交えて課題解決を図る。2年目以降は四半期ごとに同様の巡回支援と必要に応じた専門家派遣支援を行う。
- 特定創業支援事業の受講認定した者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、直ちに喬木村（役場産業振興課）に提出する。
- 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日